

令和5年度

本多静六博士奨学金

募集期間(必着)

令和5年

9/4月~

令和6年

1/15月

無利子
卒業後
返還

奨学生 募集案内

学びたい！をあきらめるな



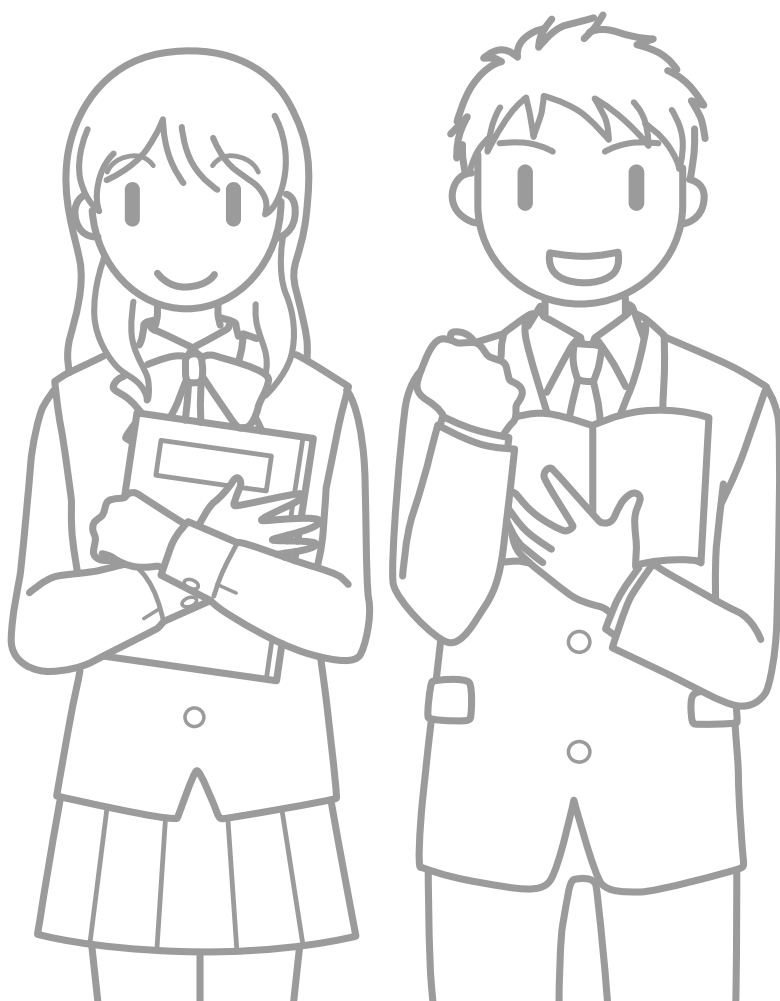
この奨学金は、本多静六博士から寄贈された森林を活用して設立した基金を基に、学生の皆様の進学等に必要の費用として貸与しているものです。

本多静六博士
日本初の林学博士
埼玉県久喜市(旧菖蒲町)出身

各50人
先着順

入学一時金 **30**万円

月額奨学金 **3**万円/月



埼玉県のマスコット
「コ/トン」「さいたまっし」

埼玉県 農林部 森づくり課 森林活動支援担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL048-830-4310 FAX048-830-4839

彩の国
埼玉県

目 次

I	はじめに	1
II	本多静六博士について	2
III	本多静六博士奨学金制度について {	
	1 出願資格	3
	2 成績の要件	4
	3 推薦の要件	4
	4 奨学金の貸与について	5
	5 返還について【重要】	5～6
IV	出願手続き {	
	1 出願方法	7
	2 出願書類	7
	3 連帯保証人について	8
V	出願書類の書き方（記入例）	9～17
VI	世帯の収入基準について	18～22
VII	選考について	23
	◎出願書類チェック表	25
VIII	願書等様式	26～31
IX	変更手続きについて	32
	（参考）奨学金の予約採用決定時から返還終了時までの提出書類について	33
	よくある御質問	34

I はじめに

この奨学金は、本多静六博士から寄贈された森林を活用して設立した基金を基に、学生の皆様の進学等に必要な費用として貸与しているものです。

給付ではなく貸与のため、奨学生だった先輩方からの返還金が次の奨学生の奨学金になります。皆様の御理解・御協力により、60年以上にわたり、延べ2,000人以上の方々に奨学金を貸与することができました。

この奨学金が給付ではなく貸与であることなど、この奨学金の制度について十分理解した上で御利用ください。

貸与から返還までの例 () のページに詳細があります。

【貸与】

Aさん **18歳**。4月から4年制大学へ進学したいと考え、入学一時金30万円と月額奨学金3万円の貸与を希望し、願書などの必要書類を提出。2月末に予約採用の通知が届きました。
(7頁 出願手続き) (23頁 選考について)

Aさんは正式採用のための書類を提出すると入学一時金30万円が口座に振り込まれました。



Aさんは、卒業する間、毎年4月に在学証明書を提出し、 (5頁 奨学金の貸与について)
4月と10月に口座に振り込まれた月額奨学金 180,000円(6ヶ月分)を利用しました。

【返還】



Aさん **22歳**。卒業が決まりました。
最終的にAさんの口座には、4年間で入学一時金と月額奨学金の合計 1,740,000円が振り込まれました。
(6頁 *返還の例*)

卒業と同時に就職が決まりました。
月給の手取りは20万円でした。

Aさんは返還する年度を1年間据え置くことを希望し、借用証書を提出しました。
(6頁 *返還が生じた際に発生する事項)

Aさんが **24歳**の7月と12月に、
108,750円の納入通知書兼領収書が届き、借りたお金を返し始めました。
(5頁 返還について【重要】)

毎年2回、108,750円の入金を8年間続け、

Aさんが **31歳**になる年に全額返し終わりました。
(6頁 *返還の例*)

他の奨学金等との併用は可能ですが、返還時の負担を十分考慮して利用しましょう

Ⅱ ほんだせいろくはくし 本多静六博士について

1 本多静六博士と本多静六博士奨学金について

本多静六博士は、慶応2年（1866年）7月2日、現在の久喜市（旧菖蒲町）に生まれ、日本最初の林学博士として、明治神宮の森の造営、日比谷公園、大宮公園等全国各地の都市公園の設計を手がけるなど、数多くの功績を残した本県の郷土の偉人の一人です。

県は、昭和5年に博士から寄贈された、県の西部、秩父市（旧大滝村）の中津川地域の森林を博士から提示された「寄附希望条件」により活用して、本多静六博士奨学金を設立し、昭和29年から貸与を行っています。

2 本多静六博士のおいたち

博士は、9歳のとき父を失い、貧しかったため正規の学校教育が受けられず、農業を手伝いながら勉強し、17歳になって東京山林学校（東京大学農学部的前身）に入学しました。博士は、期末試験に落第したことで自殺をはかりましたが死にきれず、思い直して必死に勉強し、ついには最優等生となりました。

この結果、人間は努力さえすれば、必ず成功すると固く信じ、一心不乱に勉強に励みました。

そして明治23年、東京帝国大学農科大学の卒業を待たずにドイツのミュンヘン大学に留学して財政学を専攻し、ドクトルの学位を得ました。やがて、明治25年帰国すると、すぐに母校の東京大学で造林学と林政学の講座を担当して、以後35年間学生の教育と研究に当たりました。その間、明治32年には、日本で最初の林学博士になりました。

博士の業績を挙げると、本多大造林学19編の編さん、熱帯林業に関する研究、造園学・庭園学等の400巻以上に及ぶ著書の刊行、保安林の創設についての尽力、造園事業等数多くあります。また、郷土埼玉のためにも力を注ぎ、埼玉県が水力・山林・石灰岩の資源に恵まれていることに注目し、発電事業、旧秩父セメント株式会社の設立等にも力をつくしました。

このように、博士は人の2倍も3倍も働き、常に努力することによって逆境を打開し、学問に、実業に成功し、数多くの実績を収めたのです。そして晩年になっても、人生学・経済学など多くの書物を著し、昭和27年（1952年）、85歳でこの世を去りました。

◎寄附希望条件

- 一 本林中の一部中津川本流に沿いたる景勝地の森林は、風致林として永く保存せられ、且つ、林道開さく其の他により該地方の開発を図られ度き事
- 二 本林御経営の上、純益の一半を積立て利殖し置き、総額100万円に到りたる上は、秀才教育の財団法人を組織せられ度き事
- 三 右財団は、年々生ずる利子の4分の1以上を元資金に加えられ度き事
- 四 該財団の元資金より年々生ずる利子の4分の3以内をもって、先ず苦学生中の秀才に補助し進んで一般教育並びに学術研究の資に供せられ度き事

◎中津川県有林

中津川県有林（秩父市）のある区域は、荒川の重要水源地域に位置しているので、水資源のかん養や県土の保全のうえから重要な役割を果たしているばかりでなく、秩父多摩甲斐国立公園区域内に指定され、環境保護の役割も担っています。ブナ、シオジ、カエデ、モミ等の天然林が多く、奥地には原生林も残っています。

人工造林地は総面積の約39%を占め、スギ・ヒノキ・カラマツ等が植えられています。

県は、博士から寄贈された2,632haを含めた、3,010ha（東西約10km、南北約9km）を本多静六博士育英基金の基本財産として管理経営しています。

1 出願資格

(1)人物について

学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められる者で、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者。

(2)住所が次のア・イのいずれかに該当する者

ア 高等学校またはこれに準じる教育課程在学者にあっては、出願時に県内に住民登録されている者。

イ 高等学校若しくはこれに準じる教育課程を修了した者は、最終年次に県内に住民登録されていた者。

(3)学校教育法で定める次のアからエのいずれかの学校(以下学種という)に入学・編入学を希望する者、又は、既に在学している者※高等学校専攻科、通信制の学校は除く。

ア 大学院

イ 大学

ウ 短期大学

エ 専修学校専門課程(学校教育法第124条、第125条で定める学校の専門課程で2年以上の課程のもの)

(4)成績が別に定める基準を満たす者 (詳細は「2 成績の要件」(4頁)参照)

(5)学校長等から推薦を受けた者 (詳細は「3 推薦の要件」(4頁)参照)

(6)世帯の1年間の「認定総所得金額」が、「収入基準額」の基準額以下であること。

(詳細はVI世帯の収入基準について」(18頁～)参照)

(7)その他

ア 40歳未満(令和5年4月1日時点)の者

イ 過去に本多静六博士奨学金の貸与を受けていない者

ウ 学校を卒業した者にあっては、卒業後5年以内の者

〔留意点〕

○住所について

高等学校を卒業してから埼玉県に転居してきた者は該当しません。

○大学院について

貸与期間は、修士課程は2年、博士課程は3年とします。最短修業年限が、貸与期間と異なるときは申し出てください。

○専修学校専門課程とは次の条件等を満たしているものをいいます。

1 授業時間 年間800時間以上

2 生徒数 教育を受けるものが常時40人以上いること

3 入学資格 高等学校若しくはそれに準ずる学校を卒業した者

○対象外となる者について

1 奨学金の交付期間が1年未満となる者

2 入学・編入学又は在学している学校の聴講生

3 入学・編入学又は在学している学校の修学時間が夜間に限られる学校で在学期間中も一定の収入を確保することが可能であると認められる学校の者

2 成績の要件

5段階評価に換算して算出します。判断が難しい場合は森づくり課までお問い合わせ下さい。

(1) 高等学校の学習成績が要件となる者

1 高等学校3年生 高等学校1年生～3年生の第一学期までの学習成績	全教科の平均が 3.5以上
2 高等学校を卒業した者 高等学校在学時（1年生～3年生）の学習成績	
3 大学・短大・専修学校の1年次に在学している者 高等学校在学時（1年生～3年生）の学習成績 (注意) 推薦書は、出願時に在学している学校の長の推薦書を提出してください	

(2) 大学等の学習成績が要件となる者

1 大学・短大・専修学校の2年次以上の者 1年次から前年度までの学習成績	※学内で上位 2分の1以内
2 大学院の1年次の者 大学在学時（全ての学年）の学習成績	
3 大学院・大学・短大・専修学校を卒業した者 在学時（全ての学年）の学習成績	

3 推薦の要件

学校長等の推薦者は、成績、人物、健康の3点について評価し、推薦書（様式第2号）に具体的に記入してください。（参照：3 推薦書(10頁)及び記入例(13頁)）

	推薦条件	留意点
成績	学習成績が優良であること	—
人物※	学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者	学修意欲のある者であること 留年や仮進級していない又はその恐れがないこと 停学等の処分を受けていないこと 性行不良等、学校内外の規律を乱す行為を行っていないこと
健康	修学に十分耐え得ると認められる者	健康については、修学上支障がなければ応募できます。推薦者は健康診断の結果などを参考にして推薦してください。

※人物については、推薦者（または推薦者から委任を受けた者）が必ず面談を行って評価してください。なお、面談実施日を推薦書に記載してください。

4 奨学金の貸与について

入学一時金（採用 50 名）		月額奨学金（採用 50 名）
金 額	30 万円以内（無利子貸与）	月額 3 万円以内（無利子貸与）
期 間	出願から概ね 2 か月後以降	入学・編入学又は在学する学校、学部等の 所定の修業年限 出願時に既に在学している場合は残りの 修業年限
受取り方法	奨学生名義の銀行口座に振込	年 2 回、6 か月分をまとめて奨学生名義 の銀行口座に振込
振込月	出願から概ね 2 か月後以降	概ね 4 月中（4～9 月分） 10 月中（10～3 月分）
在学中提出 する書類	在学証明書	
	毎年 4 月上旬に在学する学校から新年度の「在学証明書」を取得し、提出 してください。在学証明書により在学を確認して当該年度の奨学金の支給 を開始します。 提出されない場合は、支給を停止、または返還手続きの開始をします。 なお、「学生証」の写しは認められません。	

入学一時金と月額奨学金は併用できます。その他の奨学金制度等との併用もできます。

5 返還について【重要】

奨学金は貸与であり、貸与終了後は、返還の義務が生じます。

貸与期間の 2 倍の年数の期間(最長 12 年以内)において均等半年賦で返還していただきます。

具体的な返還については、次のとおりです。

貸与種類	返還の開始時期と返還期間	返還時期
入学一時金 のみ	奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度から、 2 年以内に入学一時金の全額返還をしてください。	年 2 回 7 月末と 12 月末
月額奨学金	奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度から、	
入学一時金 ＋ 月額奨学金	貸与期間の 2 倍の年数の期間で奨学金の全額返還 をしてください。	

IV 出願手続き

1 出願方法

出願書類の 受付期間	令和5年9月4日（月）から令和6年1月15日（月）（必着） 郵送または持参（郵送の場合は「簡易書留」で送付し、送達日時を確認してください）
提出先	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 農林部 森づくり課 森林活動支援担当（埼玉県庁本庁舎5階） 〔問合せ〕TEL 048-830-4310（直通）

2 出願書類

種類（名称）	様式	参照ページ及び参考	備考
奨学生願書	様式第1号	参照：「V 出願書類の書き方」（9頁） 参照：記入例1（11頁）	出願者が記入
奨学生志望理由	—	参照：記入例2（12頁）	出願者が記入
合格通知書の写し	—	進学先が決定している方は、合格が確認できる書類の写しを提出（原本不要）	該当者のみ
成績証明書	—	6か月以内に交付された未開封のもの （開封されていた場合は無効） ※調査書での代用可 ※大検・高卒認定の方は、合格成績証明書を提出 参照：2 成績の要件（4頁）	学校等に作成を依頼
推薦書	様式第2号	開封されていた場合は無効 参照：3 推薦の要件（4頁） 参照：3 推薦書（10頁） 参照：記入例3（13頁）	学校等に作成を依頼
本人及び世帯員の所得等に関する調査書	別紙1	参照：「VI世帯の収入基準について」（18頁～） 参照：記入例4（14～17頁）	出願者が記入
住民票	—	世帯員全員の本籍及び続柄が記載されているもの ・6か月以内に発行されたもの ・マイナンバーの記載がないもの	市町村役場で発行
（市町村民税）課税証明書又は、非課税証明書	—	参照：☆1 所得を証明する書類（20頁）	市町村役場で発行
「特別控除」を証明する書類	—	参照：☆2 「特別控除」を証明する書類（22頁）	該当者のみ
連帯保証人に関する書類	—	参照：（2）必要な書類（8頁） 出願時に連帯保証人が決まっていない場合、書類がそろっていない場合、願書にその旨を記載	—

※ 願書受付順（全ての必要書類が不備なく提出された順）に、3項の出願資格について審査を行い、予約採用者を決定します。予約採用者が定員を上回った場合、補欠採用となります。

3 連帯保証人について



本多静六博士奨学金の貸与には、連帯保証人様 1 名が必要です

(1) 連帯保証人の要件（以下のア～カをすべて満たしている方）

- ア 貸与返還期間にわたり継続安定した収入が見込まれる方。（非課税の方は不可）
- イ 現在、出願者を保護又は扶助していない方。（出願者の父母は不可）
- ウ 出願者の配偶者でない方。（結婚する予定の方も除きます）
- エ 出願時に成年で独立の生計を営み、**65歳未満の方**。
- オ 以前に「本多静六博士奨学金」の貸与を受けている場合、その返還が終了した方
- カ 成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない方

※審査の結果、連帯保証人の変更を求めることがあります

(2) 必要な書類

出願時の 必要書類	連帯保証人が 決まっている場合	連帯保証人は願書の内容を確認して、出願者と連署（自署）してください。
		出願者は下記の「予約採用後の必要書類」のア・イ・ウの書類を提出してください。
		出願期間内に書類が間に合わない時は、その旨願書の余白に記入し、後日提出してください。
	連帯保証人が未定の場合	連帯保証人が未定の旨、願書の余白に記入してください。
予約採用 後の必要 書類	ア 連帯保証人の住民票 (マイナンバーが掲載されていないもの)	6か月以内に交付された本籍及び続柄が記載されているもの
	イ 連帯保証人の直近の (市町村民税) 課税証明書	所得に関する証明。 非課税の方は不可
	ウ 連帯保証人の印鑑登録証明書	6か月以内に交付されたもの
	エ 誓約書 (予約採用通知と同封されて郵送されます)	連帯保証人は誓約書の内容を確認して、出願者と連署押印してください。 連帯保証人は実印を使用してください。
提出期限内に必要な書類が提出されないと、予約採用を取り消す場合があります。		

(3) その他（必ず、連帯保証人になる方と一緒に確認してください）

ア 返還について

奨学金借受者からの奨学金の返還が確認できない場合は連帯保証人に通知し、返還が滞った場合は連帯保証人に返還を求めます。

イ 連帯保証人について

連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

連帯して返還の責任を負うとは、奨学生本人と同等の返済の責任があるということです。

連帯保証人は、正式採用から奨学金の返還終了までの間を保証していただきますので、原則として、その途中で一方的に辞退や変更をすることはできません。また、返済が滞った場合に発生する延滞金（遅延損害金）についても、**奨学生本人と同等の返済の責任**があります。

ウ 個人情報の取得について

借受者からの奨学金の返還が滞った場合、返還事務に必要な範囲で住所及び連絡先を確認するために必要な連帯保証人の個人情報を市区町村長や金融機関等から取得し、保有、利用することがあります。

V 出願書類の書き方

1 願書

記入例 1 (11頁) を参照し以下に注意して記入してください

(1) 住所について

埼玉県以外に住居地を有する場合は、都道府県名から記入してください。

電話番号は、出願者本人と保護者の携帯電話や、保護者の勤務先・事業所等についても記入してください。(当課から、日中連絡をすることがあるため)

(2) 在学学校、出身校について

在学学生は、在学学校名と在学年を記入し、○印で囲んでください。

卒業生は、卒業した学校名を記入し、卒業の欄を○印で囲んでください。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格者について

高等学校卒業程度認定試験に合格した方は、合格年度を記入し○印で囲んでください。

大学入学資格検定に合格した方も同様に、その合格年度を記入し○印で囲んでください。

(4) 進学志望校について

進学希望校の学校名を記入してください。

学部・学科・課程を記入してください。

修業年限を記入してください。

(5) 希望事項について

入学一時金

希望額(30万円まで)を記入してください。

月額奨学金

希望額(3万円まで)を記入してください。

希望する期間(修業年限以内)を記入してください。

(6) 連帯保証人について

奨学金の返還終了まで連帯保証人を依頼する方を記入してください。

※予約採用後、誓約書や借用証書にも出願者と連帯保証人は連署・押印(連帯保証人は実印)していただきます。

(7) 保護者について

出願者が未成年者(18歳未満)の場合は必ず保護者が記入内容を確認のうえ署名してください。

2 奨学生志望理由

記入例 2(12頁)を参照して記入してください。

3 推薦書

推薦者は記入例3(13頁)、「2 成績の要件」及び「3 推薦の要件」(4頁)を参照して記入してください。

出願時に学校に在学している者は在学している学校の長、学校を卒業し出願時に在学していない者は卒業した学校の長、その他の者は居住地の市町村長の推薦書を密封して提出してください。

※学校を卒業した者の出願資格は、卒業後5年以内です。

出 願 者		推 薦 者
高 等 学 校	在学	在学している高等学校の長
	卒業	卒業した高等学校の長
大学院・大学・短大・専修学校	在学	在学している学校の長
	卒業	卒業した学校の長
そ の 他 の 者		居住地の市町村長

4 本人及び世帯員の所得等に関する調書

記入例4(14～17頁)及びVI世帯の収入基準について(18頁～)を参照して記入してください。

記入例 1

様式第 1 号

(第 2 条関係)

読めるように丁寧に書いてください

奨 学 生 願 書				
(ふりがな) 氏 名		さいたま たろう 埼玉 太郎		平成 17 年 6 月 4 日生
住 所 〒 ***-****		さいたま市浦和区高砂△-〇〇-□		電話 048-***-****(自宅) 090-***** (本人携帯)
在 学 出 身	(学部・科等まで) 校 県立 〇〇〇〇高校 普通科	在学年 3 年生 卒 業	高 等 学 校 卒 業 程 度 認 定 試 験 年 度 合 格	
(学部・科等まで) 進学志望校 私立 〇〇〇大学 法学部 法律学科				修業年限 4 年
希 望 事 項	入学一時金	300,000 円		
	月 額 奨 学 金	月 額	30,000 円	
		期 間	令和 6 年 4 月から 令和 10 年 3 月まで	
私は、本多静六博士奨学金の貸与を受けたいので出願します。 なお、採用された場合には、本多静六博士奨学資金の貸与に関する条例及び規則を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際は、遅滞なく返還することを誓約します。 令和 5 年 10 月 1 日 本 人 氏 名 埼玉 太郎 私は、上記の者に貸与される本多静六博士奨学金に係る返還の債務について連帯して責任を負います。 令和 5 年 10 月 1 日 連帯保証人 氏 名 埼玉 明子 (あて先) 埼玉県知事				
連 帯 保 証 人	住 所	〒 XXX-XXXX 電話 XXX-XXX-XXXX 埼玉県〇〇市〇〇1-1 〇〇マンションB-101		
	本人との関係	叔母	生年月日	昭和 40 年 8 月 26 日生
保 護 者 ※本人が 未成年者 の 場 合	住 所	〒 XXX-XXXX 電話 048-***-****(自宅) さいたま市浦和区高砂△-〇〇-□ 090-***** (父携帯)		
	氏 名	埼玉 博	本人との関係	父

(注) 保護者とは親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。

記入例2

奨学生志望理由

(ふりがな)		さいたま太郎	
氏 名	埼玉 太郎	平成 17年 6月 4日生 18 歳	
在 学 校	(学部・科等まで) 県立 ○○○○高校 普通科	在 学 年	3 年生
出 身		年 卒	大学入学資格検定 年度 合格
進学志望校 (学部・科等まで) 私立 ○○○大学 法学部 法律学科			決 定 未 定
● 次の内容により、<u>100字以上</u>で書いてください。 1 高等学校3年生・既卒者 ①進学先を選んだ理由 ②卒業後の進路 2 大学生等 ①在学している学校の分野を選んだ理由 ②卒業後の進路			

※ 太枠内に記入してください。

記入例3

様式第2号（第2条関係）

推 薦 書

在 学 校 (出身校)	埼玉県立〇〇〇〇高校		
氏 名	埼玉 太郎		
住 所	さいたま市浦和区高砂△-〇〇-□		
推 薦 理 由	1 成績の要件 出願者の成績が基準を満たしているか評価し、推薦書に<u>具体的に記入してください。</u> ① 高等学校3年生・高卒:3.5以上 ② 大学生等:学内で上位2分の1以内又はGPA2.5以上 ※出願者が大学等の1年次に在学している場合は、②のみの内容になります。 2 推薦の要件について 出願者の人物・健康が基準を満たしているか評価し、推薦書に<u>具体的に記入してください。</u> ① 態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがあること ② 修学上支障がない健康状態であること ◎詳細については4頁及び10頁を参照してください。		
記入者職氏名 面 談 日	第3学年担任 〇〇 〇〇 (面談日令和5年〇月〇日)		

※出願者の住所を記入してください。

※出願者の住所を記入してください。

※推薦書を記入した方の職氏名及び面談実施日を記入してください。

上記のとおり本多静六博士奨学生として適当と認め、推薦します。

令和5年10月〇〇日

推薦者 埼玉県立〇〇〇〇高等学校
校長 〇〇 〇〇

(あて先)

埼玉県知事

記入例 4-1

本人及び世帯員の

1 世帯の収入及び控除の状況

(1) 本人の状況

本人	氏名	生年月日	年齢	国公立・私立	学校名	在学	高等学校卒業程度認定試験
	埼玉 太郎	平成17年6月4日生	18	県立	〇〇〇〇高校	3年 年卒	年度合格
	志望校 ※出願時の志望校名と合否・今後の日程について書いてください。						
	第一志望校		第二志望校		第三志望校		
	私立 〇〇〇大学 法学部 法律学科						
決定	未定	試験日	12/4	発表日	12/21	試験日	発表日
総所得金額		所得の種類		特別控除額	備考	事務局記入欄	
0 万円		給与 事業 年金 その他 ()		74 万円	22 ページ表 2 の 2 で該当するものを記載		

父(給与収入 450 万円)、母 (給与収入 72 万円)、
祖父 (年金収入 60 万円) 姉(給与収入 220 万円)、出願者本人
(県立高校 3 年)、弟(市立小学校 6 年生)の 6 人世帯の場合

(2) 就学者を除く世帯員の状況

就学者を除く世帯員	続柄	氏名	生年月日	年齢	総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考	事務局記入欄
	父	埼玉 博	昭和41年2月2日生	55	141 (450) 万円	給与 事業 年金 その他 ()	万円		
	母	埼玉 道子	昭和41年3月22日生	55	7 (72) 万円	給与 事業 年金 その他 ()	万円		
	祖父	埼玉 勇	昭和17年11月10日生	78	(60) 万円	給与 事業 年金 その他 ()			
	姉	埼玉 彩子	平成8年6月6日生	25	(220) 万円	給与 事業 年金 その他 ()			

給与の場合、18、19 ページの計算方法によるこの例の場合
450 万円×0.3+174 万円=309 万円 (控除額)
450 万円-309 万円=141 万円…①【A 表】
72 万円×0.4=28.8 万円… (控除額が 65 万円未満の場合は 65 万円)
72 万円-65 万円=7 万円…②【B 表】
世帯の総所得金額=①+②の合計=148 万円
(①:父親の所得金額 ②:母親の所得金額)
◎全員の所得証明書を添付

(3) 就学者の状況

就学者	続柄	氏名	生年月日	年齢	国公立・私立	学校名	在学年	特別控除額	備考	事務局記入欄
	弟	埼玉 次郎	平成21年4月15日生	12	市立	〇〇小学校	6	31 万円		
			年 月 日生					万円		
			年 月 日生							
			年 月 日生					万円		

21 ページ表 2 の 1 で該当するものを記載

注 1 本人に収入がある場合は、総所得金額を記入してください。

注 2 生計を一にする世帯員全員を記載してください。

総所得金額は、「Ⅵ 世帯の収入基準について」を扶助している者及び本人の配偶者、全員の総所得金額を万円単位 (万円未満切り捨) 種類のうち「その他」は、不動産所得、退職の兄弟姉妹等の所得は含みません。)

注 3 別居の場合は、備考欄に住居地を記入して

表面

裏へ

2 特別控除の対象となる事項（障害者、長期療養、単身赴任、災害等の事情）

特別控除の対象となる事情		
年間の支出増	万円	年間の収入減 万円
増減額積算—		
21 ページ表 2 の 1 で該当がある場合記載してください。記載がない場合、特別控除として算入されないことがあります。		
事務局記入欄		

注 「VI 世帯の収入基準について」の「特別控除額」のうち、「障害者」「長期療養者」「主たる家計支持者の別居」、
「火災等の被害」に該当する場合、その事情を「特別控除の対象となる事情」欄に記入し、そのための年間の支出
額の増加又は収入額の減額の根拠を記入してください。

3 その他特別な事情

事務局記入欄	裏面

注 貸与を希望する特別な事情があれば

記入例 4-2

本人及び世帯員の所得

母（営業所得 100 万円、不動産所得 50 万円）、出願者本人（国立大学 1 年（授業料年額 52 万 5 千円）、弟（公立高校 1 年生）の 3 人世帯（母子世帯）の場合

1 世帯の収入及び控除の状況
(1) 本人の状況

本人	氏名	生年月日	年齢	国公立・私立	学校名	在学	高等学校卒業程度認定試験
	埼玉 太郎	平成16年 6月 3日生	19	国立	〇〇大学	1年 卒	年度合格
	志望校 ※出願時の志望校名と可否・今後の日程について書いてください。						
	第一志望校		第二志望校		第三志望校		
	決定	未定	試験日	発表日	試験日	発表日	試験日
総所得金額		所得の種類		特別控除額	備考	事務局記入欄	
0 万円		給与 事業 年金 その他 ()		75 万円	22 ページ表 2 の 2 自宅通学 23 万円+52 万円=75 万円 ※併せて、授業料年額がわかるものを提出してください。 例：大学からの通知（写）など		

(2) 就学者を除く世帯員の状況

就学者を除く世帯員	続柄	氏名	生年月日	年齢	総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考	事務局記入欄
	母	埼玉 道子	昭和41年 3月 23日生	55	150 万円	給与 事業 年金 その他 (不動産)	99 万円	母子家庭	
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他 ()	万円		
	給与所得以外のため、控除の対象にはなりません。(19 ページ 0)				21 ページ表 2 の 1 で該当するものを記載 (万円未満切捨)				
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他 ()	万円		
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他 ()	万円		

(3) 就学者の状況

就学者	続柄	氏名	生年月日	年齢	国公立・私立	学校名	在学年	特別控除額	備考	事務局記入欄
	弟	埼玉 次郎	平成17年 5月 15日生	16	県立	〇〇高校	1	39 万円		
			年 月 日生					万円		
	21 ページ表 2 の 1 で該当するものを記載 (万円未満切捨) ◎在学証明書又は学生書の写しを添付									
			年 月 日生					万円		

注 1 本人に収入がある場合は、総所得金額を記入してください。

注 2 生計を一にする世帯員全員を記載し
総所得金額は、「Ⅵ 世帯の収入基準
員の総所得金額を万円単位（万円未満
種類のうち「その他」は、不動産所得
の兄弟姉妹等の所得は含みません。）

表面

出願者を扶助している者及び本人の配偶者、全
する所得源を全て○で囲んでください。所得の
を除く）などの別を記入してください。（同居

注 3 別居の場合は、備考欄に住居地を記入してください。

裏へ

2 特別控除の対象となる事項（障害者、長期療養、単身赴任、災害等の事情）

特別控除の対象となる事情		
年間の支出増	万円	年間の収入減 万円
増減額積算—		
21 ページ表 2 の 1 で該当がある場合記載してください。記載がない場合、特別控除として算入されないことがあります。		
事務局記入欄		

注 「VI 世帯の収入基準について」の「特別控除額」のうち、「障害者」「長期療養者」「主たる家計支持者の別居」、
「火災等の被害」に該当する場合、その事情を「特別控除の対象となる事情」欄に記入し、そのための年間の支出
額の増加又は収入額の減額の根拠を記入してください。

3 その他特別な事情

事務局記入欄	裏面

注 貸与を希望する特別な事情があれば記

VI 世帯の収入基準について

出願者の属する世帯の1年間の

「認定総所得金額」④が、「表1 収入基準額表」⑤以下であることが必要です。

1 認定総所得金額について

「認定総所得金額」④とは、

世帯の1年間の「総所得金額」③から「特別控除額」⑥を除いた金額をいいます。

計算式で表すと次のとおりになります

$$\boxed{\text{認定総所得金額（万円未満切り捨て）④}} = \boxed{\text{総所得金額③}} - \boxed{\text{特別控除額⑥}} \quad (21,22 \text{ 頁参照})$$

2 総所得金額について

「総所得金額」③とは、

その世帯の金銭・物品などの1年間の所得金額の合計額をいいます。

〔留意点〕

(ア) 父母など出願者を保護又は扶助している者の所得金額を合計し「総所得金額」とします。

出願者を保護又は扶助していない者の所得金額は含みません。

(イ) 出願者本人に収入がある場合は、その所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。

(ウ) 出願者の配偶者等に収入がある場合はその所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。

(エ) 2人以上に収入がある世帯については、それぞれの所得金額の合計を「総所得金額」とします。

(オ) 給与所得（年金を含む）の場合、次の式により計算した金額とします。

・ 所得金額＝給与「収入」金額－控除額

〔給与所得の場合による控除額〕

給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得があるものが1人の場合を含む。）

は（A）の表、少ないものに当たっては（B）の表を適用する。なお、年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は（A）の表、他方の者は（B）の表を適用する。

※ 年間収入金額については、「所得証明書」、「市民税、県民税の特別徴収税額の通知書」の「給与収入金額」に記載された金額とする。

(カ) 同一人で2以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと（オ）により計算します。

(キ) 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与所得については（オ）により計算し、給与所得以外の所得金額と合計した金額とします。

【A表】

総所得金額㉔ (万円未満切り捨て)	=	年間収入金額 (万円未満切り捨て)	—	控除額
		268万円未満		年間収入金額と同額
		268万円以上 400万円以下		年間収入金額×0.2+214万円
		400万円を超え 781万円以下		年間収入金額×0.3+174万円
		781万円超		408万円

【B表】

総所得金額㉔ (万円未満切り捨て)	=	年間収入金額 (万円未満切り捨て)	—	控除額
		65万円以下		年間収入金額と同額
		65万円を超え 180万円以下		年間収入金額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円。)
		180万円を超え 360万円以下		年間収入金額×0.3+18万円
		360万円を超え 660万円以下		年間収入金額×0.2+54万円
		660万円を超え 1,000万円以下		年間収入金額×0.1+120万円
		1,000万円を超え 1,500万円以下		年間収入金額×0.05+170万円
		1,500万円超		245万円

3 収入基準額について

表1 収入基準額表㉔

世帯人員	収入基準額	} ≥ 「認定総所得金額」㉔
1人	286万円	
2	455	
3	527	
4	572	
5	617	
6	650	
7	677	
8人以上は1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する	27	

☆1 所得を証明する書類（出願時に提出）

ア 出願者と生計を一にする世帯員のうち

出願者を扶助する者の直近の（市町村民税）課税証明書または、非課税証明書

イ 出願者が現在被扶養者でない場合は

本人の（市町村民税）課税証明書または、非課税証明書

（ア・イ いずれの場合も区役所、市役所、町村役場で発行された証明書に限ります）

〔留意点〕

①「出願者を扶助する者」とは、家計支持者（父及び母、またはこれに代わって家計を支えている者）であり、**無職・パートなどで非課税になる方も提出が必要です。**

②出願の年に転職・失業等により前年の所得に比し出願時の所得が大幅に減少している場合は、所得証明書に加え、失業中であることを証明する書類（雇用保険受給資格者証の写し等）、現在の所得の状況を証明する書類（直近2カ月間の給与支払明細書等）を添付し、状況を記入してください。証明する書類がない場合は、通常の計算となりますので御注意下さい。上記で判断が難しい場合は、森づくり課までお問い合わせください。

4 特別控除額について

「特別控除額」⑩は、表2の1と表2の2のとおりです。

それぞれの表の項目に該当がある場合は、「総所得金額」⑨からさらに各特別控除額（万円未満切捨）を控除して「認定総所得金額」⑪とします。

該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、これらの控除額を合わせて控除します。

表2の1 世帯を対象とする特別控除額表

特 別 の 事 情	特 別 控 除 額			
母子・父子世帯	99万円			
就学者のいる世帯 (本人の控除は 表2の2による) 児童・生徒・学生1人につき	小 学 校	31万円		
	中 学 校	46万円		
	高 等 学 校	自宅通学		自宅外通学※オ
		国・公立	39万円	69万円
	高等専門学校 1～3年次	私 立	88万円	118万円
		国・公立	39万円	69万円
	高等専門学校 4,5年次・専攻課	私 立	88万円	118万円
		国・公立	43万円	72万円
	大 学	私 立	87万円	116万円
		国・公立	74万円	121万円
	専修学校 高等課程	私 立	133万円	180万円
		国・公立	39万円	69万円
専修学校 専門課程	私 立	88万円	118万円	
	国・公立	36万円	81万円	
専修学校 専門課程	私 立	102万円	147万円	
障害者のいる世帯 ※ア	障害者1人につき 99万円			
長期療養者のいる世帯 ※イ	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
主たる家計支持者が別居している世帯 ※ウ	別居のため特別に支出している年間金額。 ただし、71万円を限度とする。			
震災・火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯 ※エ	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			

表2の1「留意点」

- ※ア 障害のある人の医療費で「長期療養者」に該当する場合は、併せて控除することができます。
- ※イ 出願時において継続して2年以上の療養を必要とする者の医療費(診療代、治療代、医薬品代等)、治療及び療養に係る器具代、通院のための交通費、世帯員以外の者に支払う介護費等とします。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額、その他により補てんされる金額は除きます。
- ※ウ 主たる家計支持者が就労のため別居している世帯で、出願後も1年以上別居が継続する見込みであり、別居地の住居費、光熱水道費、別居地と主たる住居地間の交通費等とします。ただし、勤務先から補てんされる金額、家具、電気器具、家事用品購入費等の一時的な支出は除きます。
(注)「主たる家計支持者」とは、「申込者本人の生計を維持する者のうち、父もしくは母、又は父母に代わって生計を維持するもの」とする。(父母のいずれか1人でも別居した場合対象)
- ※エ 出願時の前年から出願時まで、災害等により日常生活を営むために必要な資材または生産手段に被害を受け、長期(2年以上)にわたって支出が増加又は収入が減少する場合の年間金額とします。ただし、保険、損害賠償等により補てんされた金額は除きます。
- ※オ 自宅通学・自宅外通学の別は、原則として住民票の住所で判断します。

表 2 の 2 出願者を対象とする特別控除額表

高等学校に在学 または高等学校を卒業した者・・・ 74 万円			
大学に在学している者	国・公立	自宅通学	23 万円
		自宅外通学	70 万円
	私 立	自宅通学	37 万円
		自宅外通学	84 万円
高等専門学校に在学している者	国・公立 (1～3 年次)	自宅通学	39 万円
		自宅外通学	69 万円
	国・公立 (4・5 年次)	自宅通学	43 万円
		自宅外通学	72 万円
	私 立 (1～3 年次)	自宅通学	88 万円
		自宅外通学	118 万円
専修学校 (専門課程) に在学している者	国・公立	自宅通学	19 万円
		自宅外通学	64 万円
	私 立	自宅通学	41 万円
		自宅外通学	86 万円

表 2 の 2 〔留意点〕

① 「授業料年額」とは在学している大学又は専修学校の申込時における授業料年額（万円未満切捨）です。

入学金、施設料その他臨時または個別に徴収される費用は除きます。

② 出願時に子供が 2 人を超える世帯については、その超える人数につき、表 2 の 2 に該当する控除額に 50 万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できます。

☆2 「特別控除」⑩を証明する書類

証明する書類がない場合は特別控除を受けることができませんので御注意ください

障 害 者 の い る 世 帯	・ 障害者手帳の写し・指定難病に係る医療受給者証の写し等
長期療養者のいる世帯	・ 過去 1 年間の医療費、治療器具等の購入費、通院のための交通費等の領収書の写し 所得税の高額医療の控除を受けている場合は、源泉徴収票又は市町村長の発行する市町村民税の特別徴収税額の通知の写し、及び願書提出前 2 カ月間の領収書の写しでも可
主たる家計支持者が別居している世帯	・ 給与明細書の写し、住居の賃貸契約書の写し等 ・ 住民票
震災・火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	・ 被害への対応のための借入又は返済に係る書類の写し ・ 被災証明書等
出願者が大学院、大学、短大、専修学校に在学している場合	本年度の授業料年額（施設費は除く）を証明する書類 ・ 募集要項等、授業料年額が記載されたページの写し
高校生以上の就学者のいる世帯	在学を証明する書類 ・ 在学証明書、通学証明書、学生証の写し

VII 選考について

選考は、出願書類をもとに行います。選考結果は、「予約採用」、「補欠採用」、「不採用」の別に、願書提出後概ね1～2か月後を目途に本人あてに郵送で通知します。

(1) 予約採用について

予約採用の通知が届いたら、関係書類を取りそろえ、期日までに「森づくり課森林活動支援担当」に提出してください。

進学先が願書に記載した学校と異なる場合でも、「Ⅲ 1 出願資格(3頁)」に記載された学種であれば奨学金は貸与されます。

入学一時金：合格通知及び別に通知する書類の提出を確認して「正式採用」となり、奨学金が振り込まれます。

月額奨学金：4月以降、進学先の在学証明書及び別に通知する書類の提出を確認して「正式採用」となり、奨学金が振り込まれます。

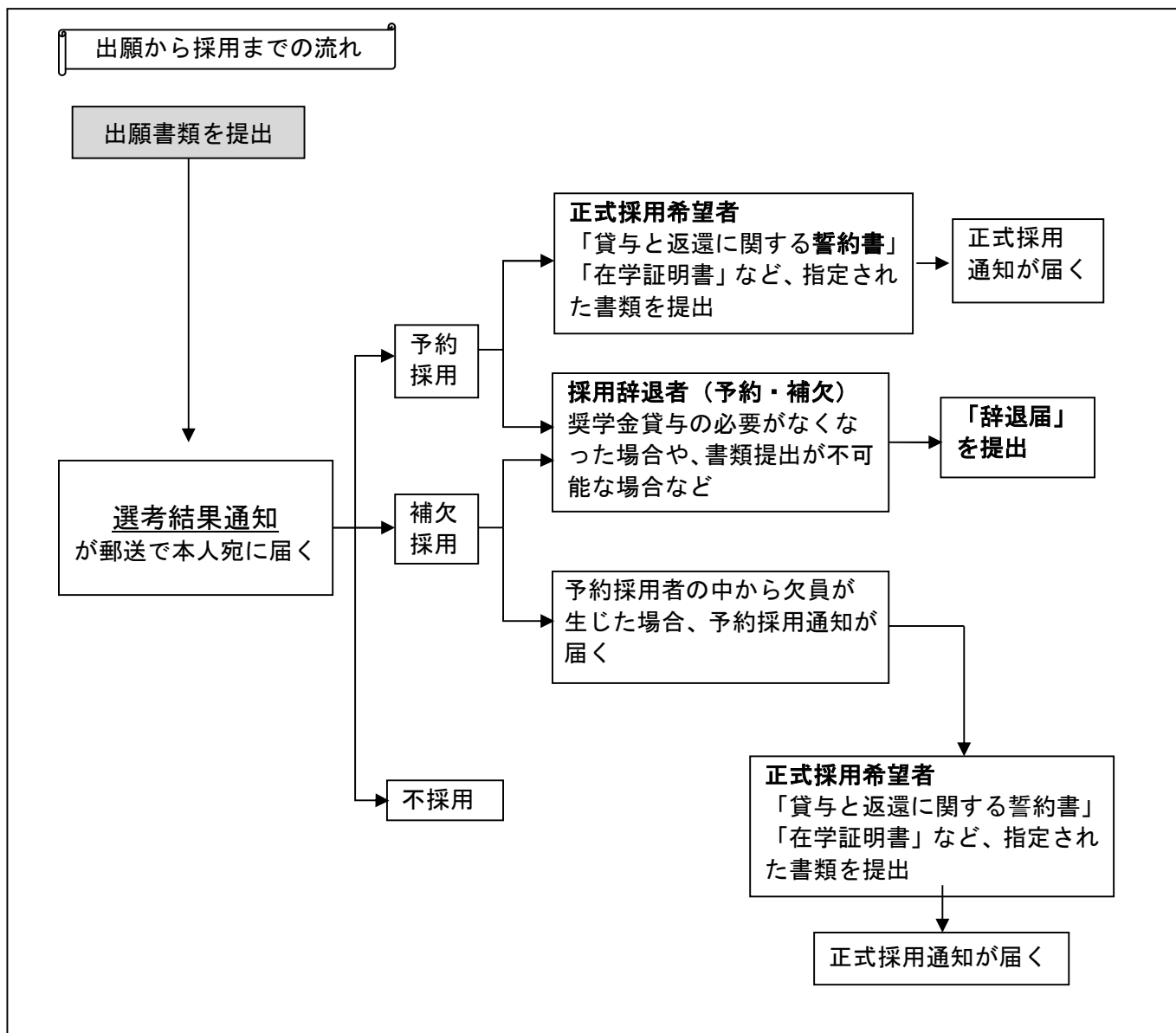
なお、奨学金貸与の必要がなくなった場合や、書類提出が不可能な場合などには速やかに「辞退届」を提出してください。

(2) 補欠採用について

願書受付順に審査を行い、予約採用者を決定しますが、予約採用者が定員を超えた場合は補欠採用となります。補欠採用者は、予約採用者の中から欠員が生じた際に、補欠採用から予約採用となる通知が届きます。

なお、令和5年度の予約採用者数・補欠採用者数の状況については埼玉県HPにて随時お知らせします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/hondashogakukinboshu2.html>



◎ 出願書類チェック表

願書の提出に当たっては内容、提出書類をよく確認して不足がないように注意してください。

成績、世帯の収入等が基準を満たしていない場合や、提出書類に不備がある場合には不採用となります。

提出書類	確認欄 (✓)
1 奨学生願書 ・出願者本人が記入し、署名（自署）しましたか？（未成年者は保護者の署名（自署）も必要です） ・連帯保証人が署名していますか？ ・出願時に連帯保証人が未定の場合、願書の欄外にその旨記入してありますか？	
2 奨学生志望理由	
3 合格通知書の写し（該当者のみ） ・進学先が決定している場合は必ず提出してください。	
4 成績証明書（密封されたもの）	
5 推薦書（密封されたもの）	
6 本人及び世帯員の所得等に関する調書 ・氏名や生年月日のもれはありませんか？	
7 住民票（世帯全員の本籍・続柄が記載されたもの） ・6か月以内に交付されたものですか？・マイナンバーは記載されていませんか？	
8 両親など出願者を扶助する者の （市町村民税）課税証明書または非課税証明書 ・直近の内容のものですか？ ※源泉徴収票は不可 ・無収入の場合も添付されていますか？ ・年金の支払い証明は添付されていますか？	
9 特別控除に係る証明書（該当者のみ） （本人が大学等の在学学生は授業料を証明する書類） （兄弟姉妹の在学証明書、通学証明書、学生証写し）	
10 連帯保証人に関する書類 ・住民票 ・6か月以内に交付されたものですか？ ・本籍・続柄が記載されていますか？ ・マイナンバーは掲載されていませんか？ ・（市町村民税）課税証明書は直近の内容のものですか？※源泉徴収票は不可 ・印鑑登録証明書：6か月以内に交付されたものですか？ ・出願時に書類が間に合わない場合、願書の欄外にその旨記入してありますか？	
11 出願者の（市町村民税）課税証明書または非課税証明書 （現在被扶養者でない場合のみ） ・直近の内容のものですか？ ※源泉徴収票は不可	
12 出願者の配偶者等の（市町村民税）課税証明書または非課税証明書 （該当者のみ） ・直近の内容のものですか？ ※源泉徴収票は不可 ・兄弟姉妹の所得証明書は添付されていますか？	

VIII 願書等様式

- 1 様式第 1 号 奨学生願書
- 2 奨学生志望理由
- 3 様式第 2 号 推薦書
- 4 別紙 1 本人及び世帯員の所得等に関する調書（両面）

様式第 1 号

(第 2 条関係)

奨 学 生 願 書					
(ふりがな) 氏 名					
年 月 日生					
住 所 (詳細に記入してください。)				電話.....(自宅)	
〒				(本人携帯)	
在 学 校 (学部・科等まで)		在学年 年生 卒 業		高 等 学 校 卒 業 程 度 認 定 試 験 年 度 合 格	
進学志望校 (学部・科等まで)				修業年限 年	
希 望 事 項	入学一時金	円			
	月 額 奨 学 金	月 額	円		
		期 間	令和 年 月から 令和 年 月まで		
私は、本多静六博士奨学金の貸与を受けたいので出願します。 なお、採用された場合には、本多静六博士奨学資金の貸与に関する条例及び規則を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際は、遅滞なく返還することを誓約します。 令和 年 月 日 本 人 氏 名 私は、上記の者に貸与される本多静六博士奨学金に係る返還の債務について連帯して責任を負います。 令和 年 月 日 連帯保証人 氏 名 (あて先) 埼玉県知事					
連 帯 保 証 人	住 所	〒 電話			
	本人との関係		生年月日	年 月 日生	
保 護 者 ※本人が 未成年者 の 場 合	住 所	〒 電話.....(自宅)(携帯)			
	氏 名		本人との関係		

(注) 保護者とは親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。

奨学生志望理由

(ふりがな)			
氏 名	年	月	日生 歳
在 学 校 出 身 (学部・科等まで)	在 学 年	年 生	大学入学資格検定
		年 卒	年度 合格
進学志望校 (学部・科等まで)			決 定 未 定

※ 太枠内に１００字以上で記入してください。

推 薦 書

在 学 校 (出身校)	
氏 名	
住 所	
推 薦 理 由	
記入者氏名 面 談 日	

上記のとおり本多静六博士奨学生として適当と認め、推薦します。

令和 年 月 日

推薦者 職・氏名

(あて先)

埼玉県知事

別紙 1

本人及び世帯員の所得等に関する調書

1 世帯の収入及び控除の状況

(1) 本人の状況

本人	氏名	生年月日	年齢	国公立・私立	学校名	在学	高等学校卒業程度認定試験	
		年 月 日生				年 年卒	年度合格	
	志望校 ※出願時の志望校名と合否・今後の日程について書いてください。							
	第一志望校		第二志望校		第三志望校			
	決定	未定	試験日	・発表日	試験日	・発表日	試験日	・発表日
	総所得金額		所得の種類		特別控除額	備考	事務局記入欄	
万円		給与 事業 年金 その他()		万円				

(2) 就学者を除く世帯員の状況

就学者を除く世帯員	続柄	氏名	生年月日	年齢	総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考	事務局記入欄
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		

(3) 就学者の状況

就学者	続柄	氏名	生年月日	年齢	国公立・私立	学校名	在学年	特別控除額	備考	事務局記入欄
			年 月 日生					万円		
			年 月 日生					万円		
			年 月 日生					万円		
			年 月 日生					万円		
			年 月 日生					万円		

注1 本人に収入がある場合は、総所得金額を記入してください。

注2 生計を一にする世帯員全員を記載してください。

総所得金額は、「Ⅵ 世帯の収入基準について」により計算した父母など本人保護又は扶助している者及び本人の配偶者、全員の総所得金額を万円単位(千円以下切り捨て)で記入し、右の欄の主な所得源を○で囲んでください。所得の種類のうち「その他」は、不動産所得、退職所得、雑所得(年金を除く)などの別を記入してください。(同居の兄弟姉妹等の所得は含みません。)

注3 別居の場合は、備考欄に住居地を記入してください。

裏へ

2 特別控除の対象となる事項（障害者、長期療養、単身赴任、災害等の事情）

特別控除の対象となる事情		
年間の支出増	万円	年間の収入減 万円
—増減額積算—		
事務局記入欄		

注 「Ⅵ 世帯の収入基準について」の「特別控除額」のうち、「障害者」「長期療養者」「主たる家計支持者の別居」「火災等の被害」に該当する場合、その事情を「特別控除の対象となる事情」欄に記入し、そのための年間の支出額の増加又は収入額の減額の根拠を記入してください。

3 その他特別な事情

事務局記入欄

注 貸与を希望する特別な事情があれば記入してください。

IX 変更手続きについて

届出事項に変更が生じた場合や返還方法の変更を希望する場合は速やかに下記の書類を提出してください。

様式は埼玉県HPからダウンロードできます。



本多静六奨学金

検索

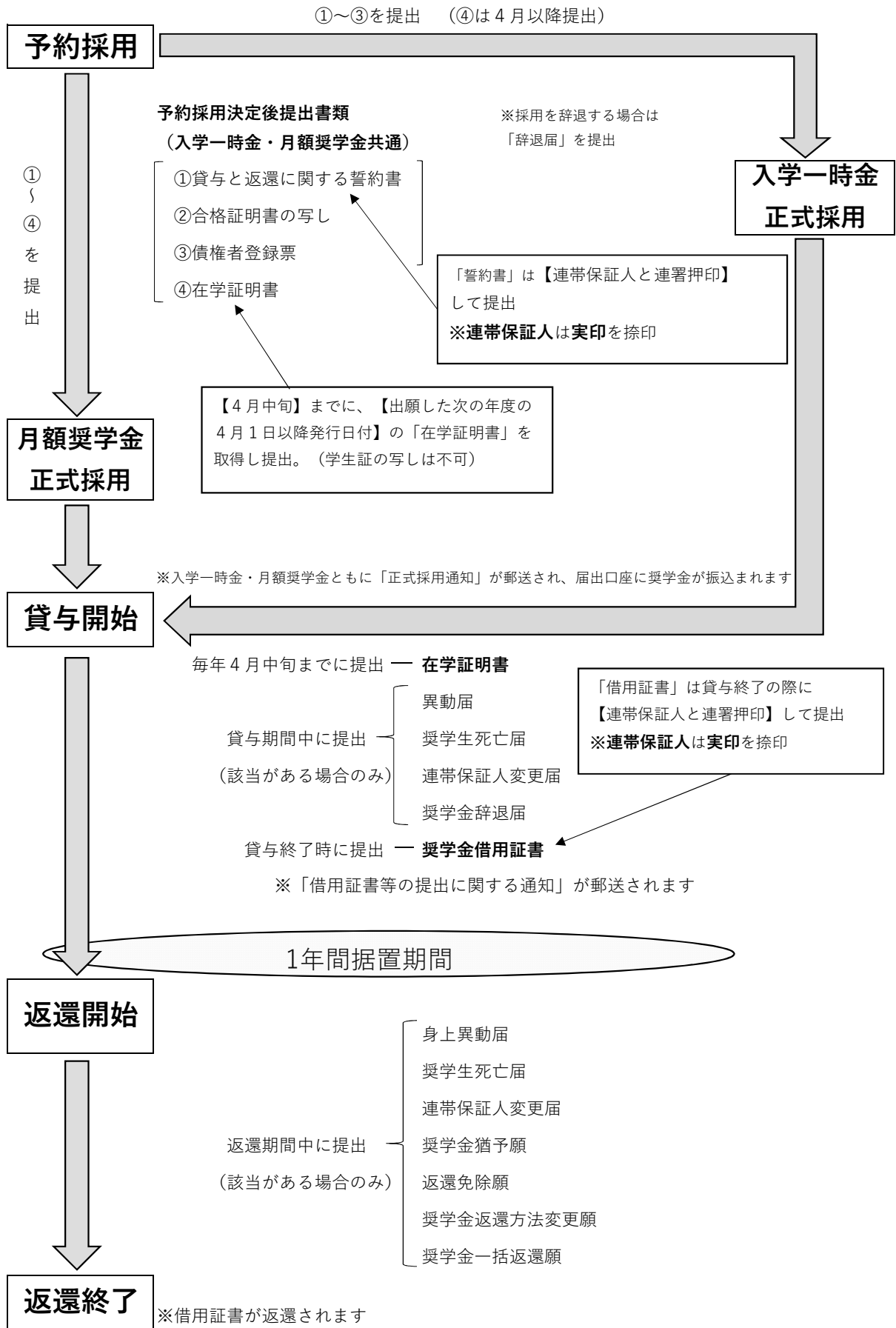
【届出事項の変更】

身上異動届 (様式第4号)	奨学生本人及び連帯保証人の住所、電話番号等の連絡先、氏名に変更があった場合は、速やかに提出してください。
奨学生死亡届 (様式第5号)	連帯保証人が提出してください。
連帯保証人変更届 (様式第6号)	連帯保証人が死亡したとき、その他やむを得ず変更の必要がある場合は、直ちに別の連帯保証人を立てて連署の上、提出してください。(新連帯保証人の6か月以内に交付された住民票、印鑑登録証明書及び直近の所得証明書を添付してください) なお、連帯保証人の変更は審査の結果認められない場合があります。

【返還方法の変更】

奨学金返還猶予願 (様式第8号)	卒業後、さらに大学、大学院、専門学校等に進学した場合及び病気、その他の理由により返還が困難であると認められる場合に返還猶予を受けることができます。猶予を受けようとするときは、理由を証明する書類を添付して、返還月の2か月前までに申請してください。 猶予の可否については審査の上決定します。
奨学金等返還免除願 (様式第9号)	奨学生若しくは奨学金借受者が死亡したとき、または特別な理由により以降の返還が不可能な状態にあると認められる場合に限り、奨学金及び遅延利息の全部または一部の返還免除を受けることができます。返還の免除を受けようとするときは、その理由を証明する書類を添付して申請します。
奨学金返還方法変更願 (別紙6)	規定の範囲内で、返還時期、返還期間等の変更を希望するときに、返還月の2か月前までに申請します。
奨学金一括返還願 (別紙5)	奨学金の残額を一括で返還したいときは、返還希望月の1か月前までに申請します。

奨学金の予約採用決定時から返還終了時までの提出書類について



【よくある御質問】

Q 1 : 出願者の父母が給与所得者です。出願を検討するにあたり収入基準額以下であるか、ざっと判断したいのですが。

A 1 : 源泉徴収票の支払い金額が分かれば、おおよその判断ができます。下記計算例を参照してください。なお、給与が2カ所以上で支払われている場合など、計算例により難しい場合もあります。計算例は目安とお考えください。

また、**願書提出時の所得証明書は、市町村長が発行するもの（「（市町村民税）課税証明書」又は「非課税証明書」）を提出してください。**

【計算例】

父（給与所得者）、母（パート（給与所得者））、出願者（高校3年生）、弟（中学生）の場合

父：給与所得の源泉徴収票 支払金額 6 0 0 万円…①

母：給与所得の源泉徴収票 支払金額 1 0 0 万円…②

①×0.3+174万円=354万円（控除額）

①-354万円=246万円・・・③【A表】

②×0.4=40万円（控除額が65万円未満の場合は65万円）

②-65万円=35万円・・・④【B表】

③+④=281万円（世帯の総所得金額）⑤

⑤-74万円（表2の2）-46万円（表2の1）=161万円（認定総所得金額）…⑥

世帯人員4人の収入基準額（19ページ参照）=572万円…⑦

⑥≤⑦であるため出願可能

Q 2 : 私は出願者の母で就業しておらず、主人（出願者の父）は所得税配偶者控除を受けています。この場合も、出願時の提出書類として母の所得証明書は提出すべきでしょうか。

A 2 : 給与所得の場合の計算式（18ページ参照）は、給与収入（給与所得控除額を差し引く前の金額）で計算しています。103万円以下の給与収入のため配偶者控除が「有」の場合でも、奨学金の総所得金額の計算方法に反映されます。そのため、**無職の方でも所得証明書（非課税証明書）の提出をお願いしています。**

Q 3 : 11月に推薦入試で大学合格となりました。大学から合格後すぐに入学金を振り込むよう連絡があります。すぐに入学一時金の貸与を受けたいのですが。

A 3 : 入学一時は、予約採用になった場合、出願受付から貸与まで約2か月程度かかります。余裕を持ったスケジュールで出願していただきますようお願いいたします。

Q 4 : 出願の時点で、連帯保証人が未定の場合、採否に影響はありますか。

A 4 : 採否に影響はありません。なお、選考の結果「予約採用」となった場合は、連帯保証人を決定していただきます



本多静六博士奨学金HP
(出願は郵送または持参で受け付けをしています)

本多静六奨学金

検索

